

産業廃棄物処理計画書

2018年 7月 5日

福山市長 様

提出者

住所 福山市古野上町15番25号

氏名 福山市上下水道事業管理者
渡邊 清文

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 084-955-1142

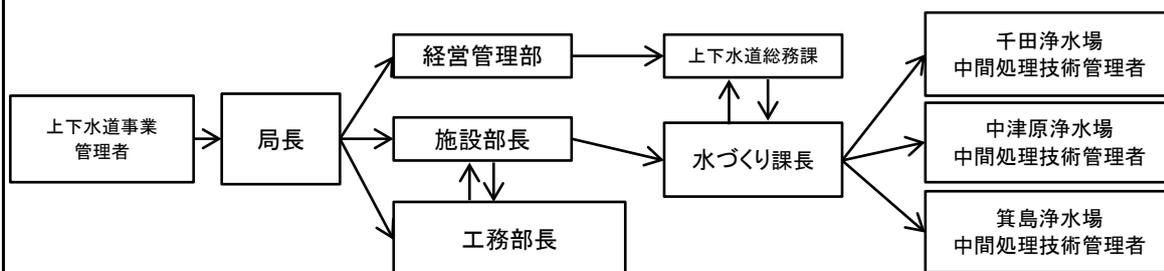
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	福山市上下水道局 千田浄水場
事業場の所在地	福山市千田町大字千田340番地
計画期間	2018年4月1日～2019年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙1, 2のとおり	
①事業の種類	F—電気・ガス・熱供給・水道事業 36—水道業・361—上水道業・3611—上水道業
②事業の規模	上水道 46,600m ³ /日
③従業員数	35人（再任用職員を含む）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥引抜—濃縮—加圧脱水—排出

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙1, 2のとおり

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	9,289.1 t	t
	(これまでに実施した取組)		
原水を浄水処理する過程で発生する汚泥のため、汚泥量は降雨等の自然状況に左右され、これを抑制することは難しい。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	12,000 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特になし。			

産業廃棄物の分別に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥のみであるため、分別は該当しない。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		別紙1, 2のとおり	
①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		別紙1, 2のとおり	
①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	8,572.100 t	t
(これまでに実施した取組) 原水の水質の変化により濃縮性が異なり、年間で脱水効率及び含水率が一定しない。定期的なメンテナンスを行い安定した脱水を目指す。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	11,100 t	t
(今後実施する予定の取組) これまで実施した取り組みを継続する。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		別紙1, 2のとおり	
①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		別紙1, 2のとおり	
①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	717.000 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	717.000 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
(これまでに実施した取組) 排出する汚泥をセメント副原料や改良土等として全量有効利用を行っている。			

		【目標】		別紙1, 2のとおり		
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥				
	全処理委託量	900	t	t		
	優良認定処理業者への処理委託量	0	t	t		
	再生利用業者への処理委託量	900	t	t		
	認定熱回収業者への処理委託量	0	t	t		
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	t	t		
	(今後実施する予定の取組)					
	これまで実施した取組を継続する。					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(平成 29 年度)実績量

計画：今年度(平成 30 年度)計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項	
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	9,289.1	12,000	0	0	0	0	8,572.100	11,100	0	0
廃油										
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類										
紙くず										
木くず										
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず										
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず										
鉱さい										
がれき類										
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
合計	9,289.1		0		0		8,572.100		0	

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	処理委託に関する事項									
	全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	717.000	900	0	0	717.000	900	0	0	0	0
廃油										
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類										
紙くず										
木くず										
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず										
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず										
鋳さい										
がれき類										
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
合計	717.000		0		717.000		0		0	

参考様式

必ずしもこの様式に入力する必要はなく、自由な様式で作成することも可能です。

別紙2（廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	F—電気・ガス・熱供給・水道事業 36—水道業・361—上水道業・3611—上水道業
②事業の規模	上水道 46,000 m ³ /日
③従業員数	35人（再任用職員を含む）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥引抜—濃縮—加圧脱水—排出

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等、別紙を参照）

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組） 原水を浄水処理する過程で発生する汚泥のため、汚泥量は降雨等の自然状況に左右され、これを抑制することは難しい。
②計画	（今後実施する予定の取組） 特になし。

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 汚泥のみであるため、分別は該当しない。
②計画	（今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 同上。

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組） 特になし。
②計画	（今後実施する予定の取組） 特になし。

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 原水の水質の変化により濃縮性が異なり、年間で脱水効率及び含水率が一定しない。定期的なメンテナンスを行い安定した脱水を目指す。
②計画	(今後実施する予定の取組) これまで実施した取り組みを継続する。

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 該当なし。
②計画	(今後実施する予定の取組) 該当なし。

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 排出する汚泥をセメント副原料や改良土等として全量有効利用を行っている。
②計画	(今後実施する予定の取組) これまで実施した取組を継続する。

管理体制図の例

